

平成12年 宇都宮市防災会議会議録

1	日時	平成12年6月30日(金)13時30分から15時まで
2	場所	宇都宮市役所14階大会議室
3	出席者	
(1)	会長	福田 富一
	宇都宮市長	
(2)	委員	
	関東財務局宇都宮財務事務所長	増 淵 喜久雄
	宇都宮食糧事務所地域課長	阿久津 立男 (代理)
	宇都宮地方気象台次長	小森 恒彦
	宇都宮労働基準監督署長	小森 眞央
	関東地方建設局下館工事事務所長	掛 足 俊一 (代理)
	陸上自衛隊第12特科連隊本部第3科長	掛 古 直樹
	栃木県宇都宮土木事務所長	石 江 直善
	宇都宮中央警察署長	野 澤 能安 (代理)
	宇都宮東警察署長	中 山 哲人 (代理)
	宇都宮南警察署長	中 村 凱夫 (代理)
	宇都宮市助役	竹 原 卓郎
	宇都宮市収入役	猪 瀬 卓光
	宇都宮市水道事業管理者	福 富 一重
	宇都宮市消防長	福 安 納
	宇都宮市総務部長	福 田 重武
	宇都宮市企画部長	福 須 田 武章
	宇都宮市理財部長	福 須 溝 江 三隆
	宇都宮市市民生活部長	入 江 隆正
	宇都宮市保健福祉部長	河 原 明清
	宇都宮市環境部長	檀 田 敬之
	宇都宮市商工部長	福 藤 則光
	宇都宮市農務部長	福 齋 本 良男
	宇都宮市建設部長	小 平 勇一
	宇都宮市都市開発部長	小 木 塚 一之史
	宇都宮市下水道部長	大 寺 崎 保敏
	宇都宮市教育長	谷 津 田 敏雄 (代理)
	宇都宮市消防団長	佐 藤 俊信
	東日本旅客鉄道株式会社東京支社宇都宮地区指導センター所長	土 谷 中 秀夫
	東日本電信電話株式会社栃木支店設備部長	田 中 津 信
	日本放送協会宇都宮放送局長	新 海 老 沼 昭猛
	株式会社栃木放送業務局長	半 田 芳
	東京電力株式会社宇都宮営業所長	小 野 口 隆正
	東京ガス株式会社宇都宮支社長	伊 沢 隆忠
	東野交通株式会社総務部長	伊 杉 本 地
	関東自動車株式会社総務部長	菊 野 地
	日本通運株式会社宇都宮支店業務課長	
	株式会社エフエム栃木技術部長	
	宇都宮ケーブルテレビ株式会社専務取締役	
(3)	幹事	
	宇都宮市総務課長	駒 場 俊 輔
	宇都宮市人事課長	館 野 宏 光
	宇都宮市広報課長	鈴 木 康 夫
	宇都宮市交通対策課長	浜 崎 道 夫
	宇都宮市管財課長	佐 藤 晃 市
	宇都宮市市民生活課長	矢 古 宇 哲 男
	宇都宮市保健福祉総務課長	木 村 男
	宇都宮市高齢障害福祉課長	岡 地 男
	宇都宮市環境課長	篠 崎 正 男

宇都宮市清掃課長  
 宇都宮市商業観光課長  
 宇都宮市農政課長  
 宇都宮市道路建設課長  
 宇都宮市道路維持課長  
 宇都宮市住宅課長  
 宇都宮市都市計画課長  
 宇都宮市下水道管理課長  
 宇都宮市河川課長  
 宇都宮市出納室長  
 宇都宮市消防本部次長  
 宇都宮市警防課長  
 宇都宮市水道局総務課長  
 宇都宮市教育委員会事務局総務課長  
 陸上自衛隊第12特科連隊情報中隊長

砂川 幹 男  
 大岡 幸 雄  
 永岡 重 信  
 菊池 勝 男 (代理)  
 菅沼 栄 一  
 中村 昭 夫  
 浅野 一 樹  
 福田 幹 雄 (代理)  
 水間 弘 稔  
 坂巻 弘 章  
 坂本 勝 浩  
 大山 塚 夫  
 山口 勝 涉  
 黒崎 民 雄 (代理)  
 塩焔 修 一

(4) 事務局

宇都宮市総務部次長，総務課長補佐，防災企画担当，警防課長，警防課長補佐，道路維持課長，河川課長

4 会議次第（及び配布資料）

(1) 開会

(2) 会長あいさつ

(3) 議事

ア 報告事項

第1号 宇都宮市防災会議条例の一部改正について 【報告資料1】

第2号 宇都宮市防災会議運営規程の一部改正について 【報告資料2】

第3号 宇都宮市地域防災計画のうち組織等の関連事項の修正について 【報告資料3】

第4号 宇都宮市地域防災計画のうち軽微な事項の修正について 【報告資料4】

イ 協議事項

第1号 宇都宮市防災会議の公開について 【協議資料1】

第2号 宇都宮市地域防災計画の修正について 【協議資料2】

第3号 宇都宮市水防計画の修正について 【協議資料3】

ウ 防災関係機関からの情報提供

(ア) 宇都宮地方気象台からの情報提供 【提供資料1】

(イ) 宇都宮土木事務所からの情報提供 【提供資料2】

エ その他

(ア) 平成12年度宇都宮市水防訓練計画について 【その他資料1】

(イ) 平成12年度宇都宮市防災訓練計画について 【その他資料2】

(4) 閉会

5 その他配布資料

(1) 宇都宮市地域防災計画（平成10年修正）

(2) 宇都宮市地域防災計画 資料編（平成10年修正）

(3) 宇都宮市地域防災計画修正書（平成11年修正） - 修正部分の抜粋編 -

## 会議の概要

- 1 開会（宇都宮市総務部次長 駒場俊輔）
- 2 会長あいさつ（宇都宮市長 福田富一）

みなさん、こんにちは

平成12年度、宇都宮市防災会議の開催に当たり、一言、ご挨拶申し上げます。

本日は、皆様方には、月末の金曜日という、公私とも大変お忙しいなか、会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日ごろから、本市の防災行政はもとより、市政発展のために、深いご理解・ご協力を賜り、この場をお借りいたしまして厚くお礼を申し上げます。

さて、昨年は、海外におきまして、トルコの大地震を始め、ギリシャ、台湾と1か月余りの間に、大きな地震が立て続けに発生いたしました。国内におきましても、北海道の有珠山が3月に噴火し、現在も多くの方々が避難生活を強いられており、引き続き厳重な監視が続けられている事は、皆様ご存知のとおりでございます。また、三宅島におきましても、火山活動が活発化しそうな状況にあったわけですけれども、避難解除になったということで、安堵しているところでございます。こうした地震や火山噴火のほか、我が国は、その位置や気候等の自然的条件から、台風、集中豪雨等が発生しやすく、毎年全国各地で洪水やがけ崩れなどにより、大きな被害もたらされております。

一昨年になりますが、本県におきましても、那須町など県北部で記録的な豪雨により、洪水が発生し、死者・行方不明者7名を出すなど大きな被害を受けました。

さて、昨年は幸いなことに、県内、そして本市におきましても、大きな被害はございませんでしたが、しかし、災害はいつ起こるか予測がつかないものでございます。

このため、本市では、栃木県防災行政ネットワークの導入による情報収集・伝達手段の整備や食糧・飲料水等の備蓄の充実、さらには、中核市、市町村、民間事業者との応援協定の締結などの防災対策を推進してまいりました。

また、毎年、防災訓練、水防訓練を実施いたしまして、防災関係機関との連携強化と市民の防災意識の高揚にも努めているところでございます。

さて、本年4月から地方分権一括法が施行されましたことに伴いまして、これまで、水防法に基づき設置されておりました水防協議会が任意設置となりましたことから、本市では防災計画と水防計画の総合的、統一的対応を図るとの見地から、水防協議会を廃止し、本年度から水防計画につきましても、防災会議でご審議いただくことといたしました。

本日は、統合された防災会議として、初めての会議となりますが、各機関の皆様には、引き続きご協力を賜りますようお願いを申し上げます、簡単ではございますが、挨拶といたします。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

## 3 議事

### (1) 報告事項

宇都宮市防災会議運営規程第6条の規定に基づき、次のことについて報告があった。（以下報告事項と報告要旨を記載）

第1号 宇都宮市防災会議条例の一部改正について

[【報告資料1】](#)

（報告要旨）

宇都宮市防災会議は、防災対策の総合的な推進を図るため、災害対策基本法に基づき設置された市の附属機関である。宇都宮市防災会議条例では、その組織や所掌事務など

を定めている。今回の地方分権一括法の制定に伴う水防法の一部改正により、水防協議会が任意設置とされたことを受けて、本市における水防事務の効率化と総合的で統一性のとれた防災行政の推進を図るため、水防計画を防災会議において調査審議することとし、水防協議会を廃止した。

第2号 宇都宮市防災会議運営規程の一部改正について

[【報告資料2】](#)

(報告要旨)

宇都宮市防災会議運営規程規程は、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項を定めたものである。宇都宮市の助役2人制が廃止されたことから、条文の整理を行ったもの。

第3号 宇都宮市地域防災計画のうち組織等の関連事項の修正について

[【報告資料3】](#)

(報告要旨)

市の組織機構の変更に伴い地域防災計画の当該か所及び災害対策本部の各部各班の事務分掌の表を修正したもの。

第4号 宇都宮市地域防災計画のうち軽微な事項の修正について

[【報告資料4】](#)

(報告要旨)

平成10年の防災計画は、阪神・淡路大震災を教訓に大幅な修正を行ない、本編と資料編を分けて整理した。資料編に掲載している事項の修正について、報告するもの。主な修正は以下のとおり。

資料番号	資料名	修正内容
震-6	自主防災組織一覧	・自主防災組織が新たに2団体結成 (計21組織)
震-7 震-7-6	他都市との相互応援協定締結状況	・平成11年度に新たに中核市となった4市及び平成12年度に2市を加えて中核市災害相互応援協定を再締結(27市間) ・「中核市連絡会防災担当者会議」の設置を協定に追記
震-26	消防車両配置一覧	・高規格救急車を平成10年度に宝木分署、平成11年度に清原及び上河内分署に配備
震-28	消防水利概況	・消火栓や防火水槽の増設等
震-35-2	災害用井戸の指定状況一覧	・市民の協力により新たに51か所の井戸を指定した井戸(計200か所)
震-37	備蓄庫・備蓄品一覧	・一条中学校の余裕教室に新たに備蓄庫を配備 ・備蓄品の増強(現在 非常食 66,768食, 仮設トイレ 20台, 簡易トイレ 11台, 毛布 8,100枚ほか)
震-41	緊急輸送道路指定路線(県指定)	・県が指定した緊急輸送道路のうち、本市域のものを掲載

(2) 協議事項

第1号 宇都宮市防災会議の公開について

[【協議資料1】](#)

第1号議案について、協議資料1により事務局より説明があり、審議した結果、出席委員全が異議なく了承され、次回防災会議から会議を公開することとなった。

(説明の要旨)

宇都宮市防災会議は、防災対策の総合的な推進を図るため、災害対策基本法に基づき設置

された市の附属機関であることから、防災行政に対する市民の理解と信頼を高め、公正で開かれた防災行政を一層推進するため、原則として会議を公開し、その審議等の状況を明らかにするもの。

第2号 宇都宮市地域防災計画の修正について

[【協議資料2】](#)

第2号議案について、事務局より説明があり、審議した結果、出席委員全員が異議なく了承され、県知事に修正協議することとなった。（主な修正の概要については以下のとおり）

項 目	修 正 の 要 旨
震災対策編	
第1章 災害予防計画	
第1節 都市の防災化計画 第5 ライフライン施設の防災性の強化 1 上水道施設の防災性の強化	書類の整備及び防災体制の編成について具体的に明記 (1) 書類の整備 施設の設計や設備等に関する図面等を整備し、万全な保管を行う。 (2) 防災体制の編成 的確かつ迅速な応急復旧体制を講じるために、非常時連絡網や分担業務など、防災体制の編成図を作成する。
	「第6 廃棄物処理施設の防災性の強化」を新規記載 廃棄物処理施設は、廃棄物の適切な処理を担い、都市の良好な生活環境を維持する上で重要な機能を有している。 市では、次の措置により廃棄物処理施設の維持管理を徹底し、震災時の被害軽減化、機能確保に努める。 1 維持管理の徹底 2 復旧体制の強化
第2節 防災知識の普及計画	「第6 防災に関する調査研究」を新規記載 災害は、広範囲にわたる複雑な現象であり、地域特性を有し、高度な知識と技術が要求される。 このため、市及び防災関係機関は、緊密な連携を取り合い、地域の危険度、災害発生への予測、災害発生時の被害の予測など基礎的な調査研究を推進するよう努める。
第6節 情報・通信システムの整備計画 第1 通信体制の整備	県防災行政ネットワークの運用等に伴う修正 このネットワークは、衛星系無線と地上系有線により、通信回線が確保され、音声やFAXによる災害情報等の受伝達をはじめ、静止画の受伝達などが行えるとともに、地震情報や気象情報が自動配信される。
第2章 災害応急対策計画	
第17節 防疫・保健衛生計画	「第3 家畜伝染性疾病対策」を新規記載 1 家畜伝染性疾病の予防 被災地における予防対策は、市が実施すが、市のみで実施が困難な場合は、県等に応援を求めて実施することを記載 2 応急対策の実施 市が実施する対策として被害状況の把握や県への通報、伝染性疾病が発生した場合などに、予防、まん延防止のための措置について指導することを記載
第21節 文教対策計画	校長は、あらかじめ具体的な学校安全計画を定めておく旨を明記

第3章 災害復旧計画	
第4節 民生安定化のための緊急措置 第1 生活相談の実施	市役所に被災相談所を設けることを明記
	「第4 被災者生活再建支援制度」を新規記載 都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給し、被災者の自立した生活の開始を支援する制度である旨を記載
風水害等対策編	
第1章 災害予防計画	
第10節 危険物施設等災害予防計画	「第7 古タイヤ等堆積物の安全対策」を追加記載 その火災の発生は、市民に不安を与えるなど社会的な影響も強いことから、火災予防対策について記載
第2章 災害応急対策計画	
第9節 消防活動計画 第5 危険物施設等の対策	「3 放射性物質輸送時事故対策」を新規記載 事故の通報を受けた消防本部の県への報告及び事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者と相互に協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制を整備する旨記載（防災基本計画に基づき記載） 「4 古タイヤ等堆積物」を新規記載 古タイヤ等堆積物の火災時の対策について、状況により県へ報告すること、必要により、警戒区域を設定すること、消火活動にあたっての留意事項等を記載
第27節を新規記載	「第27節 農地・農業用施設等応急対策計画」を新規記載 農地・農道、農業用ダム、用排水施設等の農業用施設の被害軽減のため、予防対策や災害時の応急対策について「節」を設けて記載するもの。
第29節 突発重大事故対策計画	放射性物質関連の事故についても措置する旨記載 放射性物質関連事故の対策について、必要な措置をとる必要があることから、この節に追加記載するもの。

### 第3号 宇都宮市水防計画の修正について

[【協議資料3】](#)

次のことについて、事務局より説明し、審議した結果、出席委員全員が異議なく了承された。

項 目	修 正 の 要 旨
第3章 監視警戒及び重要水防箇所 第6 重要水防箇所	重要水防箇所は、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所を、従来の災害実績、堤防の強度等を勘案し、国等の評定基準に基づき河川管理者が定めるもの。 国の管理河川13箇所のうち、1箇所改修完了、2箇所は見直しによる変更 県の管理河川9箇所のうち、1箇所工事完了後3年経過の結果解消、他4箇所は改修による延長距離の変更
第5章 通信連絡 第12 通信の確保	広域応援時の通信連絡体制を確保するため、全国共通の周波数を使用できる無線機を、更新にあわせ増波したもの。 現有する全国共通波導入数 消防車等 42基 救急車 11基 携帯無線機 39基
第6章 洪水予報	県防災行政ネットワークの運用に伴う伝達系統図の修正
第9章 水防機関の活動	各重要水防箇所における応急対策活動や応援活動にあたる消防団を、あらかじめ定めておくもの。



(3) 防災関係機関からの情報提供

(ア) 宇都宮地方気象台からの情報提供

【提供資料1】

宇都宮地方気象台次長 小森恒彦氏より、提供資料1に基づき、「台風の分類について」と「平成10年8月末豪雨について」の情報提供があった。

(イ) 宇都宮土木事務所からの情報提供

【提供資料2】

宇都宮土木事務所長 石江善光氏より、提供資料2に基づき、「宇都宮土木事務所管内の市域に関する河川・砂防事業箇所について」情報提供があった。

(4) その他

(ア) 平成12年度宇都宮市水防訓練計画について

[【その他資料1】](#)

資料により、事務局から、説明があった。

(イ) 平成12年度宇都宮市防災訓練計画について

[【その他資料2】](#)

資料により、事務局から、説明があった。

4 閉会